山形県災害時交通マネジメント検討会

規約

（名称）

第１条 本会は、「山形県災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」と称する。

（目的）

第２条 本検討会は、大規模災害により幹線道路が広範囲に被災した場合や長期間にわたり交通ネットワークが途絶する恐れがある場合等における幹線道路の渋滞緩和を図るため、交通需要マネジメント及び交通システムマネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討、調整等を行うことを目的とする。

（所掌事務）

第３条 本検討会は次の事項について、検討及び調整、検証を行う。

１）交通マネジメント施策の検討

２）交通マネジメント施策の実施に係る関係機関との調整

３）交通マネジメント施策の実施結果の検証

４）その他、必要な事項

（組織）

第４条 本検討会は、別紙に掲げる委員及びアドバイザーによって構成する。

１）原則として、委員は、同一の役職者に継続して検討会への参加を求めるものとする。

２）必要に応じ、別紙に掲げる委員以外に要請し、出席を求めることができるものとする。

（会長）

第５条 検討会に会長を置く。

１）会長は、国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所長とする。

２）会長は、検討会を総括する。会長が、検討会を総括することができない事態が生じた場合は、会長が指名した者がその職務を代行する。

３）会長は、被災地域、被災状況に応じて、酒田河川国道事務所長へ変更することができるものとする。

４）災害発生時に、検討会委員又は自治体からの要請等を受け、会長の判断によって開催するものとする。

（事務局）

第６条 事務局は、国土交通省東北地方整備局道路部道路計画第二課、山形河川国道事務所調査課、酒田河川国道事務所調査課及び山形県県土整備部道路整備課に置く。

（その他）

第７条 この規約に定めのない事項、疑義が生じた場合は検討会の承認を得て定めるものとする。

附則 この規約は、令和７年７月３日から施行する。

令和７年度

山形県災害時交通マネジメント検討会

構成員名簿

	所　　属	役　　職
会　長	国土交通省 東北地方整備局	山形河川国道事務所長
委　員	国土交通省 東北地方整備局	酒田河川国道事務所長
	国土交通省 東北地方整備局	道路部 道路計画第一課長
	国土交通省 東北地方整備局	道路部 道路計画第二課長
	国土交通省 東北地方整備局	道路部 道路管理課長
	国土交通省 東北運輸局	山形運輸支局 首席運輸企画専門官
	山形県	県土整備部 道路整備課長
	山形県警察本部	交通部 交通規制課長
	東日本高速道路㈱ 東北支社	管理事業部 調査役
	東日本高速道路㈱ 東北支社	管理事業部 交通管理課長
	東日本高速道路㈱ 東北支社	管理事業部 交通技術課長
	日本道路交通情報センター	東京事務所長
	山形県トラック協会	専務理事
	山形県バス協会	専務理事

	所　　属	役　　職
アドバイザー	山形大学	名誉教授
	東北芸術工科大学	教授

※必要に応じて、上記以外の関係機関に要請し、出席を求める場合がある。